

能登半島地震被災者のための専門家チームによる

第3回説明・相談会

2024年7月27日(土)

7月28日(日)

報 告 集

7月27日(土)

主 催： 近畿災害対策まちづくり支援機構
協力団体： 災害復興まちづくり支援機構（東京）
被災地NGO協働センター
七尾市地域支え合いセンター
会 場： 市営万行住宅A棟集会所

7月28日(日)

共 催： 能登町、金沢弁護士会
能登復興建築人会議 〔 幹事団体： 日本建築家協会北陸支部石川地域会
石川県建築士事務所協会 石川県建築設計監理協会 〕
近畿災害対策まちづくり支援機構
協 力： 災害復興まちづくり支援機構（東京）
会 場： 内浦総合支所

この支援活動は、社会福祉法人中央共同募金会「災害ボランティア・NPO活動サポート募金（ボラサポ 令和6年能登半島地震）」の助成を受けています。

第3回説明・相談会報告集

被災者の方々のお一人おひとりによりそって、専門家チームがお答えします。

被災地の地元の行政、専門家士業団体、ボランティア団体等との連携・調整の上、被災者の方々の支援を目指します。

説明・相談会 2024年7月27日(土) 午後1時30～午後4時30分

相談会冒頭、長谷部信一弁護士から被災建物の損壊の程度と罹災証明書の交付、再調査の申請等、被災者生活再建支援金、公費解体、特例融資等の助成制度の基本的事項について、被災者の方に説明

会場 七尾市万行町42街区1番地 市営万行住宅A棟集会所
主催 近畿災害対策まちづくり支援機構
協力団体 被災地NGO協働センター
七尾市地域支え合いセンター
災害復興まちづくり支援機構（東京）

個別相談 2024年7月28日(日) 午前11時～ 15時00分
支援制度等の説明 午後11時～ 11時15分頃
午後1時30分～ 1時45分頃

上記同様、繁松裕行弁護士から被災者への説明

会場 内浦総合支所
共催 能登町、金沢弁護士会
能登復興建築人会議
近畿災害対策まちづくり支援機構
協力 災害復興まちづくり支援機構（東京）
幹事団体： 日本建築家協会北陸支部石川地域会
石川県建築士事務所協会 石川県建築設計監理

7月27日開催分の相談の概要

整理番号	相談の骨子	回答・助言等
1	<p>会社から事業を A 市に集中するので、B 市（相談者の勤務地）の事業所を撤退するとして、配置転換を求められている。どうしたらよいか。</p> <p>自宅は、半壊、宅地は液状化により、地盤が傾斜している問題もある</p> <p>B 市で仮設住宅があつた。自宅の建て替えは無理なので、売却したいが、なかなか難しそうな土地である</p>	<p>会社の配置換えについて、相談者の説明によれば、合理性があるかは問題と言えるが、配転を拒否した場合、退職という選択肢しか与えられていないのは不合理、B 市で仮設住宅確保できたのに、配転で A 市で移り、貸借家屋を借りる必要が生じ、賃料の負担が発生することについて、会社と交渉するよう助言</p> <p>退職するのは慎重にするべき</p> <p>現状では、避けるべき、また退職金の扱いも納得できるものかどうか検討すること</p> <p>（相談対応者：弁護士、建築士、税理士、司法書士）</p>
2	<p>農業機械再取得支援事業について、納屋の解体と再建をするために申請しようと相談した。</p> <p>しかし、写真を撮って、納屋の被害状況を確認するように言われたり、解体の見積もりを建築士にとってもらおうと言われた</p> <p>ゴミの仮置き場の申込みが 7 月末と言われ、まだ片付けが終わっていない</p> <p>納屋の解体、建て替えの費用に困っている。</p>	<p>被害状況の写真を撮って、支援事業への申請を進めるよう助言</p> <p>再建費用については、JA や信金での借り入れを検討し、補助金で返済することを検討するよう助言</p> <p>ゴミの仮置き場については、延長希望の声が多ければ、延長の余地があり、市に問い合わせを助言</p> <p>（相談対応者：弁護士、行政書士、技術士、中小企業診断士）</p>
3	<p>一次調査で、準半壊だったが、二次調査で中規模半壊になった</p> <p>自宅は公費解体をしてもらう予定</p> <p>その場所で自宅を再建できるかどうか</p> <p>年齢 73 才</p> <p>今後、自宅を再建するか、みなし仮設に入って賃借するか悩んでいる</p> <p>建築資金は、自己資金では足りない</p> <p>借入れしたいが、高齢のため貸してくれない</p> <p>子供は独立して居宅もあり</p> <p>その妻も親の介護のため別居中</p>	<p>中規模半壊で公費解体をすれば、自己再建するのに生活再建支援金で 300 万円、特例給付金や義援金等を加えれば合計 500 万円位になりそう</p> <p>足りない部分リバースモーゲージを利用し、利息分だけ返済する方法もあることを助言</p> <p>但し、まずみなし仮設に入って入居期限内に自己再建か、賃借居住か検討すべきと助言</p> <p>なお仮設住宅の入居期間は延長の余地あり</p> <p>（相談対応者：弁護士、技術士、司法書士）</p>
4	<p>罹災証明は、2/28 付で半壊となった</p> <p>6/5 の余震後、自宅の外回りが最悪の状態、基礎回りがスカスカ</p> <p>基礎部分の一部の土がベタベタ泥状、6 月中旬に市に再審査を申し出たが、3 ヶ月以上経過しているから受付されず、他方友人は受付もらっている、問題にできるか</p>	<p>自宅近くの水道管が破損して泥水あり</p> <p>周辺、液状化の状態にある</p> <p>地盤改良の方法がいろいろあり、市とまず相談をすべき</p> <p>再審査については、更に市に問い合わせをすべき</p> <p>（相談対応者：弁護士、建築士）</p>

5	<p>建物は中規模半壊 公費解体申請済、現在仮設住宅に入居中 土地は所有 息子は金沢市内で一人暮らし、給付金の申請をまだ一切していない 給付金、義捐金をもらって税金がかかるか心配 可能であれば、仮設住宅と同規模の家を現地で建て替え 将来、子に相続させたい、資金がどの位かかるか不安 お墓の修理もしたい、借入はしたくない</p>	<p>給付金(被災者生活再建支援金)は再築の場合、300万円、石川県から200万円 市から高齢者等特例給付金200万円、県の家財給付金50万円、いずれも申請を必要 小規模の家ならプレハブであれば、800万円位でも可能 息子さんと相談して、まず再築しなくてももらえる給付金の申請をするよう助言 給付金については、課税されないし、再築する場合に、税金の特例措置がある等説明</p> <p>(相談対応者:弁護士、土地家屋調査士、建築士、司法書士)</p>
6	<p>自宅半壊、液状化あり 周りそのまま住んでいるが、相談者はどうすればよいか迷っている 仮設に当たった 被災した建物は、2棟を内部でつないでいる 両方とも半壊認定 向かって右側(父名義)の建物は解体希望、左側(祖母名義)は残すか、解体か迷っている 現地確認希望</p>	<p>現地確認実施</p> <p>(相談対応者:弁護士、建築士)</p>
7	<p>(1) 子供から建築資金を借りた場合、税金の問題はどうなるか (2) 再建等の資金を調達する方法は、どんなものがあるか (3) 支払いを受けられるタイミングはどうか</p>	<p>(1) 借りる場合、税金は発生しない (2) 生活再建支援金、単身者は3/4 基礎支援金75万円、建築150万円 特例給付金 家財50万円、建築の再追加支援金200万円 それぞれ要件等説明</p> <p>(相談対応者:弁護士、税理士)</p>
8	<p>2年前に300坪の土地と家を40万円で購入しかし、とても水はけが悪く、700万円程かけてリフォームをしたが、今回の地震で全壊 固定資産税がかかるので、自宅売却希望 今後、どう住まいを再建すればよいか相談したい 現在は仮設住宅に入居中 なお、周辺の人も皆同じように土地の水はけが悪く困っている</p>	<p>まずは、支援金と義援金援助の援助を受ける給付金等を使って、再建を考える途を説明 自宅を新しく建てる場合は、リバースモーゲージの貸付を受けることも選択肢の1つである 自己の売却は、場所的に難しいかも知れない 金沢弁護士会の相談や日弁連の無料電話相談も紹介した</p> <p>(相談対応者:弁護士、税理士、建築士、司法書士)</p>

7月28日開催分(能登町)の相談の概要

整理番号	相談の骨子	回答・助言等
9	<p>半壊なので、公費解体手続をしていて問題となった</p> <p>第3者の土地の上に、空家(倉庫)があり、父が建てたと思ってきた</p> <p>父が3年前死亡、罹災証明書を申請したら相談者宛の証明が得られた</p> <p>しかし、公費解体を申請したら建物所有は土地の所有者と言われて、公費解体できずにいる</p> <p>建物は未登記、建物の固定資産税は払っていない</p>	<p>建物の固定資産税が誰にかかっているか確認すること、土地家屋調査士の協力を得るのが望ましい</p> <p>建物を父が建てた資料の有無を探すよう助言</p> <p>土地の所有者の協力を得るよう努力することを助言</p> <p>(相談対応者:弁護士、技術士、司法書士)</p>
10	<p>木造2階建、築50年、基礎に亀裂がある</p> <p>耐震化補助を町に申請したが、簡易診断は未了である</p> <p>ステップ1とステップ2とで診断士が変わってもよいか</p> <p>住家被害認定の結果(準半壊)は、内壁のズレが反映されていない</p>	<p>診断士を変えることは可能</p> <p>現地確認調査をする</p> <p>(相談対応者:弁護士、土地家屋調査士、建築士、中小企業診断士)</p>
11	<p>自宅は大規模半壊で、公費解体の申請をしている、現在は仮設住宅に入っている</p> <p>いつ解体されるか分からない</p> <p>自宅の隣家に、地震で瓦が落ちて車を破損</p> <p>車の所有者から30万円請求されて25万円払った</p> <p>棟瓦は1年前に修理した、築50年位の木造住宅</p>	<p>仮設住宅は延長される可能性がある</p> <p>瓦による損害賠償について、不可抗力として払う必要がなかったといえるかも知れない</p> <p>屋根の杜撰な管理をしている場合は支払義務の余地があるが、余程の場合に限られると思われる</p> <p>助言</p> <p>(相談対応者:弁護士、税理士)</p>
12	<p>母と一緒に住んでいたが、世帯分離していた</p> <p>生活再建支援金は別々にももらえるということだよいか</p> <p>公費解体する予定で、半壊でみなし全壊で申請する予定だが、解体証明書はそれぞれ必要か</p> <p>母と共有名義で新しい家を建てる場合は、建設時の加算金はそれぞれもらえるか</p>	<p>基礎支援金は、単身世帯ということで別々にももらえる</p> <p>解体の証明書はそれぞれつけることになると思うが、詳細については確認された方がよい</p> <p>特に新しい家を他市に建てるということなので、その点、両自治体に確認するよう助言</p> <p>(相談対応者:弁護士、税理士)</p>

13	<p>自宅の擁壁が傾いており、向かいの家に迷惑をかけるのではないかと懸念している なお、準半壊のため、公費解体は使えない 液状化被害を受けた宅地の修復、住宅傾斜の修理等への支援を利用したいが、工事業者が見つからず困っている また道路が狭く、工事の際に重機が入れるか心配</p>	<p>石川県の工事業者リストを提供した また石川県建設業協会の連絡先をお知らせし、そちらで紹介が可能であることを助言 工法その他については、現地を見てもらわないと分からないので、業者に来てもらって相談するよう助言</p> <p>(相談対応者:弁護士行政書士、建築士)</p>
14	<p>罹災証明書の準半壊に納得できない 気になって仕方がない 兼用住宅(肉屋)、一部S造店舗 住み続けるつもりだが、お店は辞める 修理について、大工の見積もりで800万円程かかると言われた 準半壊と半壊では結果が大きく違うので不満である</p>	<p>6月の余震のあと、ひどくなっている可能性もあるので、もう一度申請して三次調査をするのがよいと助言</p> <p>(相談対応者:建築士)</p>
15	<p>半壊、修理をして欲しい</p>	<p>修理費用について説明</p> <p>(相談対応者:土地家屋調査士、建築士)</p>
16	<p>住家被害認定の二次調査について知りたい 中規模半壊 家の中の被害が大きいと思う 基礎にもクラックが入っている 家が傾いている</p>	<p>二次調査、大規模になる可能性がある その調査を待って、再度相談をするよう助言</p> <p>(相談対応者:土地家屋調査士、建築士)</p>
17	<p>一部損壊であったが、再調査で全壊の認定を受けた 建物の内部は扉が引っかかって開きにくくなった 大きな損傷は見えないが、傾斜、床の勾配は見当たらない 宅地が犬走りから建物敷地内を横断して長い亀裂が入っている 別に基礎の立ち上がりに比較的大きな割れがある これが宅地の全壊とされたようであり、家の前の道路が、居宅から離れる方向でズレているようである 道路一部陥没、建物は部分的に補修したが土地はどうなるか</p>	<p>建物の補修は可能と思われるが、敷地が問題多く被災宅地等復旧支援事業を説明・助言 最大766万円余の補助 税務上の減免措置についても説明</p> <p>(相談対応者:弁護士、税理士、建築士、司法書士)</p>

18	<p>地震の時、家の回りの地面から砂が噴き出した 液状化したのではないかと心配している この土地に新しく家を建てることは可能か見て欲しい</p>	<p>現地確認をしたが、特に液状化の状況は確認できなかった 地震の時に少し砂が表面に出てきたのは見受けられるが、建物の下や回りには影響が認められなかった 同じ土地に新しく家を建てる時は、地盤改良等をするのを助言 今の家に住むことも可能なので、耐震診断をして確認することもベター 2階は不要とのことなので、減築を含めて対策を考えるのがよいと助言</p> <p>(相談対応者:建築士)</p>
19	<p>自宅は全壊で解体済 仮設入居中 家財は駐車場を借りている 平屋でいいので、早く再建したいが、坪 100万円はかかるらしいと言われている 近くに従兄弟がいる いろいろ展示場等を見て回っている</p>	<p>相談する人がいないかどうか、相談者の場合リースモーゲージの活用が妥当 従兄弟とも相談するよう助言 金融機関の相談ブースも案内した</p> <p>(相談対応者:弁護士、行政書士、不動産鑑定士、中小企業診断士)</p>
20	<p>持家が中規模半壊 解体する意向、公費解体申請済 今の土地は、車が通ると揺れるので、別の所有地に家を建てたい(近隣に所有地がある) 瓦とコロニアルはどちらがよいか 使う木材は何がよいか</p>	<p>ベタ基礎と布基礎、盛土と切土、地耐力と含水率等について説明 設計者と施工者は別にするのがよい コロニアルも悪くはないが、瓦の方が安くて長持ちする 木材はひのきがよい きちんと工事をしていけば、瓦でも問題ない 瓦は割れるが、瓦だから地震に弱いということはない</p> <p>(相談対応者:弁護士、土地家屋調査士、建築士、中小企業診断士)</p>
21	<p>夫と世帯分離して金沢に住んでいたが、このたび夫と一緒に仮設に入居 夫は病気で、入院することがある 仮設住宅は退去したいが、公費解体すると家がなくなるのでやむを得ない、土地の税金は上がるか</p>	<p>入院しただけでは仮設を退去しないといけないことにはならない 家の解体により、当面の土地の税金が上がるものではない</p> <p>相談対応者:弁護士、税理士)</p>

22	<p>地下室が浸水して被害が大きいのに、準半壊3回に見てもらったけれど変わらなかったお金をかけて直すより壊したい</p>	<p>行政が点数を出していないので、手間はかかるが個人情報の開示手続きをして、地下室がどう見られているのか、どういう判定がされて準半壊なのか、確認する(点数表)こと。 自費解体の場合、空家の補助金が使えないかも知らない 更地にすると固定資産税も上がるし、しばらく様子を見てもよいかもと助言</p> <p>(相談対応者: 弁護士、行政書士、不動産鑑定士、中小企業診断士)</p>
23	<p>津波でブイやアスファルトが流され、自分の土地(田だがしばらく使っていなかった)に入っている、取り除いてもらえるか 図面を見て、耐震構造か見て欲しい 修繕するなら耐震も一緒にやった方がよいと言われる 耐震診断を希望しているが、施工者がつかまらない どのような流れで出来るか、どの位置を補強し、いくら位かかるのか、聞きたい</p>	<p>奥能登の施工者リストを渡した アスファルトは、町で道路の所有者を調べ、その人(町道なら町)に言って除いてもらう ブイは漁協に言えないか問合せをするよう助言 他に公費解体について説明</p> <p>(相談対応者: 弁護士、税理士、技術士)</p>
24	<p>令和元年に亡くなった父の未登記の土地を相続したが、ペナルティはあるか 利用していない山林については、税金を払うばかりなので町に寄付したい</p>	<p>10万円以下の料金の余地があるが、実施例は今のところない 贈与をするにもまず自己名義にすることが必要 そうでないと町は受けられない 評価について疑問があるようなので、この点自治体の資産税課への問い合わせを助言 更に登記について不明点があれば、石川県司法書士会と法務局を案内</p> <p>(相談対応者: 弁護士、行政書士、司法書士)</p>
25	<p>地盤調査はできるのかどうか、どうすればよいのか 上部は既に大工が修理して応急修理はやっている 田を埋めたところに建築したもので、束石から柱がズレている 地盤調査等で、地盤や基礎を何とかしないといけないのか不安</p>	<p>自宅へ直接同行して現地確認をした 地盤は全く問題がないと確認して助言 基礎も、一部ヒビ割れ、補修する程度の軽微なもので、構造的には問題ない 一部柱が束石から外れかかっているため、束石を増打コンクリートによる補強をして広げることで束石から外れないようにするよう助言</p> <p>(相談対応者: 弁護士、税理士、建築士)</p>

26	<p>隣の家の所有者は近くの別のところに住んでいて、隣の家の管理を放置していた 地震で我が家に倒れかかってきた 風呂、トイレ、洗面所、雨戸、ボイラー室壁が壊れた 賠償を求められるが、隣家の父は死亡していた、母は認知症、独身の60代位の男性が住んでいた 隣家の解体工事の時に窓ガラスを壊された ブルーシートは張ってくれた 順番が来たら対応すると言われている(業者に)</p>	<p>地震が原因と主張しても、不可抗力として免責を主張されると見られる それ以前からの管理が不十分だったことを原因として主張できるかが問題 賠償を求めるために、被害の見積もりを資料とする必要もある 窓ガラスの破損については、業者に契約書なりをもらうこと</p> <p>(相談対応者:弁護士、技術士、司法書士)</p>
27	<p>準半壊の認定 ① 自宅の玄関のたてつけ、廊下の雨漏りが申込書の4、被害を受けた部位か ② 必要不可欠な部分に玄関廊下が含まれるか ③ 資力に関する申出書の記入のどれにあてはまるか 以上をもとに応急修理の申請をしたい</p>	<p>① その他の部位に書き込んで下さい ② 玄関は日常の出入口として必要な場であり、廊下も日常の動力線として必要不可欠な部分である ③ 日常生活費、教育費等の支払いで余裕がない項の選択を助言</p> <p>(相談対応者:弁護士、司法書士、建築士)</p>
28	<p>2年前に母名義の家を1,000万円でリフォームして、その時のローンが800万円残っている 自宅は津波で半壊認定 自宅は修理しようと思うが、自己資金では足りず、ローンを組むと二重ローンになる 何とかならないか</p>	<p>自然災害債務整理ガイドラインを説明 金沢弁護士会での手続の相談を案内 自己の不動産の価値があれば、子の保有資産のローンを組むことも検討対象とする</p> <p>(相談対応者:弁護士、税理士、技術士、不動産鑑定士)</p>
29	<p>耐震診断、補強工事を希望しているが、施工者が見つからない どのような流れでできるのか どの位置を補強し、いくら位かかるのか</p>	<p>奥能登、施工者リスト提供 診断と補強計画はその場で出来るものではないので、木造耐震診断士、施工者に依頼することを助言</p> <p>(相談対応者:、建築士)</p>

- 相談件数：2日間を通して相談件数は29件（27日、8件、28日、21件）
建物現地調査 4件
計33件

□ 相談対応者： 近畿災害対策まちづくり支援機構所属

- 7月27日、28日両日参加
梅崎 文彦(司法書士)、小島 和彦(技術士)、斎藤 義典(税理士)
繁松 祐行(弁護士)、尾藤 寛(弁護士)、長谷部 信一(弁護士)
濱西 敏郎(税理士)、三嶋 裕之(土地家屋調査士)、森川 憲二(弁護士)
安井 健馬(弁護士)、山本 千恵(行政書士)、吉田 文男(建築士)
- 7月27日のみ参加
塚本 晃司(建築士)
- 7月28日のみ参加
津久井 進(弁護士)、西井 雅志(不動産鑑定士)

-
- 7月27日 協力： 被災地NGO協働センター
七尾市地域支え合いセンター
 - 7月28日 能登町個別相談会
金沢弁護士会、能登復興建築人会議、能登町と共に協賛団体

-
- 7月27日、28日両日参加
災害復興まちづくり支援機構(東京)
宇佐美 朝樹(司法書士)、小野 誠司(司法書士)、大崎 慎一(司法書士)
郡山 貞子(建築士)、金子 三佳子(行政書士)、鈴木 秀昌(弁護士)
高岡 信男(弁護士)、田村 裕美(技術士)、庭野 勉(中小企業診断士)
 - 7月28日のみ参加
金沢弁護士会

能登復興建築人会議

小津 誠一(建築士)、杉山 真、辰巳 千代子、中村 賢一、林 正人
水野 一郎

有志 梅澤 尚稔(中小企業診断士)

令和6年7月28日の説明・相談会の状況



専門家チームによる説明・相談会(無料)

～能登半島被災地の皆様へつなぐ支援の輪～

被災証明の
判定に疑問
がある場合
はどうする
の？

生活の再建、
仕事の再生の
支援制度は？
漁業・農業等
の再生は？

税金の問
題はどう
なるの？

はなきのれど？
体うで隣倒らの
解よに？がたる
費の合の物きな
公と場の建てう

被災した境
土地の境
界や評
価はど
うなる
の？

皆さんの「どうなるの？」
にお答えします

仮設住宅で
の生活はこ
れからどう
なるの？

住宅ローン
が支払えな
い場合はど
うするの？

高齢者・等
障害者はど
うなるの？

復興のま
ちづくりは
どうなるの？
漁港は？

業者の助
手はどの
くらい必要
なの？

説明・相談会の開催

7月27日(土)

(最初 15 分支援制度概要の説明)

時間:午後1時30分～午後4時30分

会場:七尾市万行町 42 街区 1 番地
市営万行住宅 A 棟集会所 (予約は不要です)

主催

近畿災害対策まちづくり支援機構

協力団体

災害復興まちづくり支援機構(東京)
被災地 NGO 協働センター
七尾市地域支え合いセンター

近畿災害対策まちづくり支援機構

当支援機構は、阪神・淡路大震災の後に被災地で設立し、被災者の方々の自主的な復旧、復興を支援し、東日本大震災や熊本地震でもチームで、被災地の巡回相談を実施しました。関西広域連合と、災害時の連携協定を締結しています。

[加盟団体]

大阪弁護士会、兵庫県弁護士会、近畿税理士会、近畿司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会近畿ブロック協議会、近畿不動産鑑定士協会連合会、公益社団法人日本技術士会近畿本部、兵庫県社会保険労務士会、兵庫県行政書士会、特定非営利活動法人神戸まちづくり研究所、日本公認会計士協会兵庫県

[賛助団体]

兵庫県建築士事務所協会

< 会場への地図 >



※本相談会に関するお問合せ: 支援機構(078-362-8700)

この相談活動は、赤い羽根共同募金のポラサポ・令和6年能登半島地震被災地支援の助成を受けています。

専門家チームによる説明・相談会(無料)



開催日時		開催場所
7月28日(日)		内浦 総合支所
個別相談	11時00分~15時00分	
支援制度等の説明	① 11時00分~11時15分頃 ② 13時30分~13時45分頃	

- ・弁護士による支援制度等の説明会(15分程度)も併せて実施します。
- ・個別相談のみの参加も可です。予約の必要はありません。相談費用は無料です。
お気軽にお越しください。(受付は14時45分まで)

- 共催** 能登町、金沢弁護士会、能登復興建築人会議
近畿災害対策まちづくり支援機構 (幹事団体: 日本建築家協会北陸支部石川地域会 石川県建築士事務所協会 石川県建築設計監理協会)
- 協力** 災害復興まちづくり支援機構(東京)

【近畿災害対策まちづくり支援機構】

当支援機構は、阪神・淡路大震災の後に被災地で設立し、被災者の方々の自主的な復旧、復興を支援し、東日本大震災や熊本地震でもチームで、被災地の巡回相談を実施しました。関西広域連合と、災害時の連携協定を締結しています。

[加盟団体] 大阪弁護士会、兵庫県弁護士会、近畿税理士会、近畿司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会近畿ブロック協議会、近畿不動産鑑定士協会連合会、公益社団法人日本技術士会近畿本部、兵庫県社会保険労務士会、兵庫県行政書士会、特定非営利活動法人神戸まちづくり研究所、日本公認会計士協会兵庫会

[賛助団体] 兵庫県建築士事務所協会

【本相談会に関するお問合せ: 支援機構(078-362-8700)】

この相談活動は、赤い羽根共同募金のポラサポ・令和6年能登半島地震被災地支援の助成を受けています。